第2節 開発許可手数料

1 開発許可申請手数料

この手数料は、審査のための手数料ですので不許可の場合においても還付はできません。 福島市においては、開発許可の申請にかかる手数料は現金で納付することになります。

許可権者が県知事のときの開発許可申請手数料は、福島県収入証紙条例に基づき規定の手数料に相当する額の福島県収入証紙を申請書に添付する方法により納付することになりますが、許可権者が中核市又は委任市のときは、当該市の条例等に定める方法により納付することになります。

なお、地位の承継における「自己の居住の用」、「自己の業務の用」、「その他の用」の区分は、従前の開発許可に応じた区分になります。

2 開発行為又は建築に関する証明手数料

この証明は、都市計画法に適合した開発行為又は建築であることを証するもので、建築基準法の 規定による確認を受けようとする者が、省令第60条の規定に基づき請求します。

--- 都市計画法施行規則 ------

(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)

第60条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)又は第6条の2第1項(同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条、第43条第1項又は第53条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事(指定都市等における場合にあっては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合(法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。)にあっては当該市の長とし、法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の事務が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により市町村が処理することとされている場合又は法第86条の規定により港務局の長に委任されている場合にあっては当該市町村の長又は港務局の長とする。)に求めることができる。

3 登録簿の写し交付手数料

交付手数料は、用紙1枚あたりの単価で規定されています。

このため、1件の申請で調書1枚のほかに図面が1枚必要になれば、合計で2枚分の手数料の額を納付することになります。また、図面等が大きく、各機関に設置されている複写機では1枚に納まらないときは複数枚に分割することになりますが、あくまでも元の図面等の枚数で判断することになります。逆に、複数の図面等の場合は、当該図面等の枚数で判断することになります。

4 その他

- (1)公簿等に基づいて行う証明として、区域区分(用途、市街化調整区域)の証明があります。この証明は、都市計画課で行います。
- (2)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく「優良宅地造成認定」は、開発建築指導

課で行います。なお、申請手数料は開発許可申請手数料に相当する額になっています。 開発許可申請手数料等

州光可可中间子刻	手 数 料					
(1) 法第 29 条の開	開発行為許可	開発区域の面	i積(ha)	自己居住用	自己業務用	その他
発行為の許可申請	申請手数料			住宅のため	建築物のた	の開発行為
の審査				の開発行為	めの開発行	
					為	
		0.1 未満		8,600円	13,000円	86,000円
		0.1以上	0.3 未満	22,000 円	30,000円	130,000 円
		0.3以上	0.6 未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円
		0.6以上	1.0 未満	86,000 円	120,000円	260,000 円
		1.0以上	3.0 未満	130,000 円	200,000円	390,000 円
		3.0以上	6.0 未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円
		6.0以上	10.0 未満	220,000 円	340,000 円	660,000円
		10.0以上		300,000 円	480,000 円	870,000 円
(2) 法第35条の2の	開発行為変更	右欄に掲げ	既に許可を受け	前号に掲げる手数料の規定の額 1/10		
開発行為の変更許	許可申請手数	るそれぞれ	た開発区域に変			
可申請の審査	料	の額の合計	更がなく、設計の			
		の額(87万	変更を行うとき			
		円を超える	開発区域の増を	変更前の区域面積に応じた前号に掲げる		
		ときは87万	伴う設計の変更	手数料の規定の額の 1/10 に増加面積に		
		円)	を行うとき	応じた前号に掲げる手数料の規定の額		
			開発区域の増に	増加面積に応じた前号に掲げる手数料の		
			伴い設計の変更	規定の額		
			があるが、変更の			
			理由が新たな土			
			地の編入に起因			
			するもの			
			開発区域の減に	減少後の面積に応じた前号に掲げる手数		
			伴い設計の変更	料の規定の額の 1/10		
			を行うとき			
			その他	10,000円		
(3) 法第41条第2項	用途地域を定					
ただし書 (法第 35	められていな					
条の2第4項にお	い土地の区域					
いて準用する場合	内における建			46,000 円		
を含む。) の建築許	築物の特例許					
可申請の審査	可申請手数料					

(4) 法第42条第1項	予定建築物等					
ただし書の建築等	以外の建築等			26,000 円		
の許可申請の審査	許可申請手数					
	料					
(5) 法第 43 条の建	開発許可を受	敷地面積(ha)				
築等の許可申請の	けない市街化		0.1 未満	6, 900 円		
審査	調整区域内の	0.1以上	0.3 未満	18,000円		
	土地における	0.3以上	0.6 未満	39,000 円		
	建築等許可申	0.6以上	1.0 未満	69,000円		
	請手数料	1.0以上		97,000 円		
(6) 法第 45 条の地	開発許可を受	敷地面積(ha)		自己居住用	自己業務用	その他
位の承継の承認申請	けた地位の承	1.0 未満		1,700円	1,700円	17,000 円
の審査	継の承認申請	1.0以上		2,700円	2,700円	
	手数料					
(7) 法第47条第5項	開発登録簿の					
の登録簿の写しの	写しの交付手	用紙1枚につき		470 円		
交付	数料					
(8) 規則第 60 条の	開発行為又は					
証明	建築に関する	1件につき		470 円		
	証明手数料					